

和光都市計画第一種市街地再開発事業の決定（和光市決定）

和光都市計画和光市駅北口地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

告 示 年 月 日
令和 6 年 3 月 2 8 日

名称	和光市駅北口地区第一種市街地再開発事業					
面積	約 0. 7 h a					
公共施設の配置 及び規模	下水道	公共下水道				一体的施行により土地区 画整理事業で整備
建築物の整備	建築物		敷地面積に対する		主要 用途	備 考
	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	建築面積 の割合	延べ面積 の割合		
	約 5,300 ㎡	約 56,500 ㎡ (約 35,500 ㎡)	約 8/10 ※1	約 50/10	商業業務 住宅 公益 駐車場	和光都市計画 高度利用 地区（和光市駅北口地 区）、和光都市計画 地区 計画（和光市駅北口地 区）に適合するととも に、健全な高度利用形態 になるよう配置する
	建築敷地面積		整備計画			
建築敷地の整備	約 7,100 ㎡		・ 壁面の位置の制限により、敷地内に歩行者通路、歩道状空地を整備し、歩行者の快適性・安全性を確保する。 ・ 敷地の北東側に小広場（約 280 ㎡）を整備する。			
住宅建設の目標	約 300 戸					

※ 1：建築面積の割合は、高度利用地区の制限内容のただし書き適用。
「施行区域及び公共施設の配置は計画図表示のとおり」

理由：

商業・業務・居住などの機能の立地誘導により、和光市駅周辺の安全性と拠点性を高めるとともに、にぎわい・活気のある魅力的なまちなか空間を創出することを目指し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、本地区における第一種市街地再開発事業を決定する。